

第 23 回 定例農業委員会議事録

令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 2 時 0 0 より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
		11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	岡本 敏美
6	吉田 和郎				
		14	吉田 幹夫		

欠席委員（3名）

4	岩井 豊太郎	7	桒瀬 美穂	13	田部 恵

その他の出席者（3名）

		長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 6 5 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 5 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 2 3 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

- 7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、789㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 8番、所有権移転によります、畑、405㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 9番、所有権移転によります、畑、258㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,302㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第659号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第659号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

6件提案されております。

- 1 番、所有権移転によります、田、2 筆合わせて、4 9 1 m²で、農家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第 3 種農地と判断します。
- 2 番、所有権移転によります、畑、1 6 3 m²で、一般個人住宅（駐車場）でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第 3 種農地と判断します。
- 3 番、賃貸借権によります、田、2 筆合わせて、4, 8 3 7 m²で、砂利採取でございます。農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 8 年 6 月 1 9 日まででございます。
- 許可項目は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの。」に該当します。
- 4 番、5 番及び 3 ページの 6 番につきましては、賃借人、転用目的及び一時転用期間が同一のため、まとめて説明させていただきます。
- 賃貸借権によります、田、畑、8 筆合わせて、2, 6 3 7 m²のうち 1, 6 0 4 m²で、新幹線高架下メンテナンス工事用道路及び作業場でございます。農地の区分は、農業振興地域内における、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和 7 年 6 月 1 7 日から令和 8 年 1 月 3 1 日まででございます。
- 許可項目は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの。」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第23号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局

報告第23号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、畑、614㎡で、一般個人住宅（車庫・倉庫）でございます。

2番、田、251㎡で、一般個人住宅（離れ・物置）でございます。

農地法第5条関係届出明細については、21件申請されています。

3番、所有権移転によります、畑、865㎡で、分譲宅地でございます。

4ページをお願いします。

4番、所有権移転によります、畑、292㎡で、一般個人住宅でございます。

5番、賃貸借権によります、田、640㎡で、貸駐車場でございます。

6番、所有権移転によります、田、1,160㎡で、老人ホームでございます。

7番、所有権移転によります、田、2,263㎡で、分譲住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、733㎡で、建設業資材置場でございます。

9番、所有権移転によります、田、919㎡で、分譲住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、219㎡で、貸資材置場・貸駐車場でございます。

1 1 番、所有権移転によります、田、畑、4筆合わせて、7 9 2 m²で、不動産管理業資材置場・駐車場でございます。

5 ページをお願いします。

1 2 番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1, 4 5 0 m²で、化学工業倉庫・駐車場でございます。

1 3 番、使用貸借権によります、畑、2 3 1 m²で、一般個人住宅でございます。

1 4 番、所有権移転によります、田、1 7 3 m²で、一般個人住宅でございます。

1 5 番、所有権移転によります、畑、2 6 1 m²で、参拝者駐車場でございます。

1 6 番、所有権移転によります、畑、5 6 5 m²で、一般個人住宅でございます。

1 7 番、所有権移転によります、田、2 6 8 m²で、一般個人住宅でございます。

6 ページをお願いします。

1 8 番、所有権移転によります、田、2 1 9 m²で、一般個人住宅でございます。

1 9 番、所有権移転によります、田、1, 3 9 5 m²で、宅地分譲でございます。

2 0 番、所有権移転によります、畑、6 8 1 m²で、宅地分譲でございます。

2 1 番、所有権移転によります、田、3 0 0 m²で、一般個人住宅でございます。

2 2 番、使用貸借権によります、畑、1 9 1 m²で、一般個人住宅でございます。

2 3 番、所有権移転によります、田、7 2 6 m²で、分譲宅地でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2 件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

24番、田、4,719㎡でございます。

25番、田、406㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時14分閉会